

<お知らせ>

## 障がいのある方などの夜間・休日の緊急電話相談窓口を開設します

市では、障がいのある方や難病の方の生活の安心を確保するため、令和元年10月1日（火）から、市役所・市障害者支援センターの業務時間外となる夜間・休日において、専門の相談員が本人や家族などからの緊急の電話相談に応じる窓口を開設します。

### ●電話相談先

市障害者支援センター相談支援事業所「座ぐり」

**☎047-404-7100（夜間・休日専用）**

※平日日中の電話番号は047-401-0637

### ●開設時間

平日：午前8時30分までと午後5時15分以降

休日：終日

※開設時間以外（平日日中）の相談は、上記相談先のほか、市障害福祉課で受け付けています。

### ●相談内容

家族の急病や、本人の急な状態変化などにより、緊急に支援を行う必要が生じたときに助言等を行うほか、必要に応じて救急、警察、医療機関その他の関係機関への連絡・調整を行います。

電話相談だけでは本人の安全確保が難しい場合などは、相談員が自宅等を訪問して状況を確認します。自宅等で過ごすことが困難な場合は、短期入所事業所などでの一時的な宿泊（緊急宿泊）の手配や付添いも行います。

※緊急宿泊先は、原則として、「ガーデンスクエア」（白井226-15）となりますが、本人の状態や施設の受入状況によっては他の施設になることがあります。

### ●相談できる人

市内に現に居住し、下記のいずれかに該当する在宅の人が対象となります。

①障害者手帳（身体・療育・精神）を所持している人。

②自立支援医療受給者証（精神通院）の交付を受けている人。

③障害者総合支援法に基づく難病の診断を受けている人。

④障害福祉サービス又は障害児通所支援の支給決定を受けている人。

※ただし、介護保険その他のサービスで緊急的な支援が受けられる人を除きます。

### ●費用

無料

※ただし、緊急宿泊を行った場合は、その宿泊に要した費用（障害介護給付費の支給対象となる場合は控除後の額）がかかります。

### ●その他

※今年度は試行的に実施します。来年度以降の実施内容は変わる場合があります。

※精神障がいの方は、下記の相談窓口も利用できます。

成田地域生活支援センター ☎0476-35-7771 相談日時：火・土曜日を除く毎日  
午前9時～12時、午後1時～5時（日曜・祝日は午後4時まで）

<お問い合わせ>

白井市役所障害福祉課 ☎047-497-3483/FAX: 047-492-3033